

定 款

ポラリス・ホールディングス株式会社

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、ポラリス・ホールディングス株式会社と称し、英文ではPolaris Holdings Co., Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. ホテルの運営及び管理
2. 飲食店業
3. 食料品、酒類その他ホテル関連物品の販売
4. 温泉施設、浴場施設の経営
5. 土地建物の売買、賃貸、管理、仲介及び開発並びに土地建物に係る匿名組合への出資
6. 第二種金融商品取引業
7. 企業に対する貸付、保証及び投資
8. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は本店を東京都千代田区に置く。

(公告の方法)

第4条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、2億1,400万株とする。

(自己株式の取得)

第6条 当会社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(1 単元の株数)

第7条 当会社は、100株をもって株式の1単元とする。

(単元未満株主の権利制限)

第8条 当会社の単元未満株式を有する株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 募集株式又は募集新株予約権の割り当てを受ける権利

(株券)

第9条 当会社の発行する株券の種類は、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 株主名簿及び新株予約権原簿への記録、単元未満株式の買取り、その他株式及び新株予約権に関する手続及び手数料については取締役会において定める株式取扱規程による。

(届出)

第12条 当会社の株主、登録質権者、会社法第249条第3号の新株予約権者又はその法定代理人はその氏名、住所及び印鑑を当会社所定の株主名簿管理人に届け出なければならない。

2. 前項に掲げた者が日本国内に住所又は居所を有しないときは日本国内において通知を受けるべき仮住所又は代理人を定め、その印鑑と共にこれを届け出なければならない。

(基準日)

第13条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日

現在の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする。

第3章 株主総会

(招集の時期及び招集権者)

第14条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要に応じこれを招集する。

2. 株主総会は法令に別段の定めある場合を除いては、取締役会の決議に基づき代表取締役がこれを招集する。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当会社は株主総会の招集通知に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議長)

第16条 株主総会の議長は社長がこれに当たり、社長に事故があるときは他の取締役中の一人がこれに当たる。

(議長の権限)

第17条 議長は総会の秩序を維持するために必要な命令を発し、これに従わない者に対しては会場から退去させることができる。

(決議)

第18条 株主総会の普通決議は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。

2. 会社法第309条第2項の規定によるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第19条 株主は代理人1名に委任して議決権を行使することができる。ただし、その代理人は当会社の議決権を有する株主であることを要する。

2. 前項の規定にかかわらず、取締役会において定める株式取扱規程の定めるところによ

り、信託銀行等の名義で株式を保有し自己名義で保有していない機関投資家は、株主総会に出席してその議決権を代理行使することができる。

3. 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主の提案権)

第20条 株主が株主総会の目的事項又は議案につき提案しようとするときは、会日の8週間前に書面により請求しなければならない。

(総会の議事録)

第21条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役が署名又は記名捺印若しくは電子署名を行う。

2. 株主総会の議事録はその原本を決議の日から10年間本店に備え置き、その写しを5年間支店に備え置く。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第22条 当会社は、取締役会を置く。

(取締役の定員)

第23条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は5名以内とする。

(取締役の選任)

第24条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数をもって行う。

2. 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第25条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 増員により、又は補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の

任期は他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の残任期間とする。

3. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
4. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

（取締役会の招集）

第26条 取締役会の招集通知は各取締役に対して会日の 3 日前までに発するものとする。

ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができ、又は取締役全員の同意を得て招集手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

（取締役会の決議）

第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって決する。

（取締役会決議の省略）

第28条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

（代表取締役）

第29条 当会社の代表取締役は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会の決議をもって定める。

（役付取締役）

第30条 取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、会長、社長各 1 名、専務取締役及び常務取締役若干名を定めることができる。

（分掌）

第31条 取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となる。社長は取締役会の決議を執行し、会社業務を総括し、社長に事故があるときはあらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

（重要な業務執行の決定の委任）

第32条 当会社は、会社法第399条の13第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に定める事項を除く。）の決定の全部又は一部の決定を取締

役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第33条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役が署名又は記名捺印若しくは電子署名を行う。取締役会の議事録は決議の日から10年間本店に備え置く。

(取締役の報酬等)

第34条 取締役の報酬、退職慰労金、賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第35条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当会社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）の間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合は、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第36条 当会社は、監査等委員会を置く。

(監査等委員会の招集)

第37条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができ、又は監査等委員全員の同意を得て招集手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。

(監査等委員会の決議)

第38条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その出席監査等委員の過半数をもって決する。

(監査等委員会の議事録)

第39条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員が署名又は記名捺印若しくは電子署名を行う。監査等委員会の議事録は決議の日から10年間本店に備え置く。

第6章 会計監査人

(会計監査人)

第40条 当会社に会計監査人を1名以上置くものとする。

(会計監査人の選任)

第41条 会計監査人は株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第42条 会計監査人の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第44条 当会社は、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合は、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第7章 計算

(事業年度)

第45条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、その末日をもつて決算期とする。

(期末配当金)

第46条 当会社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剩余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

2. 前項の期末配当金はその支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

(中間配当金)

第47条 当会社は、取締役会の決議によって毎年9月30日現在の最終の株主名簿等に記載又は記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剩余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

2. 前項の中間配当金はその支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

附 則

(監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除の経過措置)

第1条 2019年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の会社法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任の免除及び監査役と締結済みの責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第44条第1項及び同条第2項の定めるところによる。

<以下余白>